

保証料率の一部改正について

1. 改正内容

以下の保証料率を新たに設定し、「漁業近代化資金」と同等の保証料率(延滞保証料率)を適用いたします。

- ・漁業近代化資金の補完融資に係る事業資金
- ・日本政策金融公庫資金との協調融資に係る事業資金

※本保証料率は、設備資金に限定して適用されます。

区分	現行保証料率	改正後保証料率
・近代化資金の補完融資 ・公庫資金との協調融資	事業資金の料率	漁業近代化資金の料率

2. 適用開始日

令和 8 年 4 月 1 日より適用いたします。

※保証料率の詳細につきましては、最寄りの事務所にお問合せください。